

令和6年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 令和6年2月20日
- 2 招 集 日 令和6年2月27日
- 3 提出議案件数 38件
 予 算 19件
 条 例 16件
 その他 3件
- 4 議案等件名
 議案第2号 令和5年度西条市一般会計補正予算（第11回）
 について
 議案第3号 令和5年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予
 算（第1回）について
 議案第4号 令和5年度西条市庄内財産区特別会計補正予算
 （第1回）について
 議案第5号 令和5年度西条市壬生川財産区特別会計補正予
 算（第1回）について
 議案第6号 令和5年度西条市後期高齢者医療保険特別会計
 補正予算（第2回）について
 議案第7号 令和5年度西条市病院事業会計補正予算（第1
 号）について
 議案第8号 令和6年度西条市一般会計予算について
 議案第9号 令和6年度西条市国民健康保険特別会計予算に
 ついて
 議案第10号 令和6年度西条市介護保険特別会計予算につ
 いて
 議案第11号 令和6年度西条市ひうち地域振興整備事業特別
 会計予算について
 議案第12号 令和6年度西条市小松地域交流事業特別会計予
 算について
 議案第13号 令和6年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に
 ついて
 議案第14号 令和6年度西条市畑地かん水事業特別会計予算
 について
 議案第15号 令和6年度西条市庄内財産区特別会計予算につ
 いて

別
冊

議案第16号	令和6年度西条市壬生川財産区特別会計予算について	別冊	
議案第17号	令和6年度西条市後期高齢者医療保険特別会計予算について		
議案第18号	令和6年度西条市水道事業会計予算について		
議案第19号	令和6年度西条市病院事業会計予算について		
議案第20号	令和6年度西条市公共下水道事業会計予算について		
議案第21号	西条市指定金融機関の指定について		1
議案第22号	土地改良事業の施行について		2
議案第23号	市道路線の変更について		3
議案第24号	西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例について		4
議案第25号	西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例について		5
議案第26号	西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について		6
議案第27号	西条市手数料条例の一部を改正する条例について		7
議案第28号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について		8
議案第29号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について		9
議案第30号	西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について		11
議案第31号	西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について		13
議案第32号	西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す		

	る条例について	1 4
議案第 3 3 号	西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例 について	1 5
議案第 3 4 号	西条市漁港管理条例の一部を改正する条例につ いて	1 6
議案第 3 5 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 7
議案第 3 6 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 8
議案第 3 7 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 9
議案第 3 8 号	西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例について	2 0
議案第 3 9 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例 について	2 1

議案第 2 1 号 西条市指定金融機関の指定について

(会 計 課)

1 提出の理由

本市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関について、3年間の期間を付して指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり西条市指定金融機関を指定しようとするものである。

(1) 指定する金融機関

株式会社愛媛銀行

(2) 指定の期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間

議案第22号 土地改良事業の施行について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

庄内五ヶ谷池下地区における区画整理を、農地耕作条件改善事業にて実施するに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 地区名

庄内五ヶ谷池下地区

(2) 工種

区画整理工

(3) 事業費

57,000,000円

(4) 受益面積

1.3ヘクタール

(5) 受益者数

5戸

(6) 整備内容

区画整理 1.5ヘクタール

(7) 事業期間

令和6年度から令和8年度まで

議案第23号 市道路線の変更について

(建設道路課)

1 提出の理由

国営緊急農地再編整備事業「道前平野地区」による市道の付け替えに伴い、市道久妙寺北市線の路線を変更しようとするものである。

2 変更路線概要

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 整理番号 | TA3056 |
| (2) 名称 | 久妙寺北市線 |
| (3) 延長 | (旧) 330.7m
(新) 312.1m |
| (4) 幅員 | (旧) 2.1m～3.4m
(新) 3.0m～6.1m |

議案第 24 号 西条市学校適正規模・適正配置等審議会条例について
(学校教育課)

1 提出の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、西条市立小学校及び西条市立中学校(以下「市立学校」という。)の適正規模・適正配置等に関する事項を調査し、及び審議することを目的として、西条市学校適正規模・適正配置等審議会(以下「審議会」という。)を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 所掌事務(第2条関係)

審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立学校の適正規模及び適正配置等に関する事項について調査し、及び審議する。

(2) 組織(第3条関係)

ア 審議会は、委員20人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(ア) 学識経験を有する者

(イ) 自治会の代表者

(ウ) 学校教育の関係者

(エ) 市立学校の児童又は生徒の保護者

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(3) 任期(第4条関係)

委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了した日までとする。

(4) 会長(第5条関係)

審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(5) 会議(第6条関係)

ア 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

イ 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 25 号 西条市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例について

(総務課)

1 提出の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の用語について、整備する。

3 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日

議案第26号 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例等の一部を改正する条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 会計年度任用職員に対して支給する手当に勤勉手当を追加し、支給月数を1.025月(年間2.05月)とする。
- (2) 会計年度任用職員の期末手当について現行1.0月(年間2.0月)から1.225月(年間2.45月)に改める。
- (3) 育児休業をしている職員のうち勤勉手当を支給する職員に関する規定について、会計年度任用職員を除く規定を削除する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 27 号 西条市手数料条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に係る手数料の額を引き上げる。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第28号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

第9期介護保険事業計画期間における介護保険料の改定に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

令和6年度から令和8年度までの各年度の介護保険料について、現行の基準額73,600円を据え置き、各所得段階の金額を次のとおりとする。

第4条第1項

・第1号に掲げる者（基準額の54.5%軽減）	<u>33,500円</u>
・第2号に掲げる者（基準額の31.5%軽減）	<u>50,400円</u>
・第3号に掲げる者（基準額の31%軽減）	<u>50,800円</u>
・第4号に掲げる者（基準額の10%軽減）	<u>66,200円</u>
・第5号に掲げる者（基準額）	<u>73,600円</u>
・第6号に掲げる者（基準額の20%割増）	<u>88,300円</u>
・第7号に掲げる者（基準額の30%割増）	<u>95,700円</u>
・第8号に掲げる者（基準額の50%割増）	<u>110,400円</u>
・第9号に掲げる者（基準額の70%割増）	<u>125,100円</u>
・第10号に掲げる者（基準額の90%割増）	<u>139,800円</u>
・第11号に掲げる者（基準額の110%割増）	<u>154,600円</u>
・第12号に掲げる者（基準額の130%割増）	<u>169,300円</u>
・第13号に掲げる者（基準額の140%割増）	<u>176,600円</u>

ただし、低所得高齢者の保険料軽減強化により、第1号から第3号までの保険料については、上記にかかわらず次のとおりとする。

・第1号に掲げる者（基準額の71.5%軽減）	<u>21,000円</u>
・第2号に掲げる者（基準額の51.5%軽減）	<u>35,700円</u>
・第3号に掲げる者（基準額の31.5%軽減）	<u>50,400円</u>

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 29 号 西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所に限定しないこと及び他事業所のサービス類型を限定しないことについて定める。
- (2) 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、多機能系サービスについて、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付けるとともに、訪問系サービス、通所系サービスについて、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることについて定める。
- (3) 事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務付けることについて定める。
- (4) 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けることについて定める。
- (5) 協力医療機関との連携により、入所者の病状急変時に医師又は看護職員が相談及び診療を行う体制を常時確保することについて定める。
- (6) 特定の感染症外来患者受入れ医療機関(第二種協定指定医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応をあらかじめ取り決めることについて定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

身体的拘束等の適正化、重要事項のウェブサイトへの掲載、利用者の安全

等に資する方策を検討するための委員会の設置及び協力医療機関との連携に係る規定について、それぞれ所要の経過措置を講ずる。

議案第30号 西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(長寿介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所に限定しないこと及び他事業所のサービス類型を限定しないことについて定める。
- (2) 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、多機能系サービスについて、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付けるとともに、訪問系サービス、通所系サービスについて、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることについて定める
- (3) 事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務付けることについて定める。
- (4) 介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けることについて定める。
- (5) 協力医療機関との連携により、入所者の病状急変時に医師又は看護職員が相談及び診療を行う体制を常時確保することについて定める。
- (6) 特定の感染症外来患者受入れ医療機関（第二種協定指定医療機関）との間で、新興感染症の発生時等の対応をあらかじめ取り決めることについて定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

身体的拘束等の適正化、重要事項のウェブサイトへの掲載及び利用者の安全等に資する方策を検討するための委員会の設置に係る規定について、それぞれ所要の経過措置を講ずる。

議案第 3 1 号 西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の
基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(長寿介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について定める。
- (2) 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所に限定しないことについて定める。
- (3) 事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務付けることについて定める。
- (4) 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることについて定める。
- (5) 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けた上で、利用者の居宅を訪問し利用者に面接することに代えて、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることについて定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

重要事項のウェブサイトへの掲載に係る規定について、所要の経過措置を講ずる。

議案第 3 2 号 西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 人員基準の算定基礎となる利用者の人数について、要介護者の数のみで算定していたものを、介護報酬における算定要件と同様に、要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数により算定することについて定める。
- (2) 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所に限定しないことについて定める。
- (3) 事業者の負担軽減を図るため、居宅サービス計画における各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供されたサービスの割合に係る説明義務について努力義務とすることについて定める。
- (4) 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けることについて定める。
- (5) 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けた上で、利用者の居宅を訪問し利用者に面接することに代えて、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とすることについて定める。
- (6) 事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、ウェブサイトへの掲載を義務付けることについて定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

重要事項のウェブサイトへの掲載に係る規定について、所要の経過措置を講ずる。

議案第 33 号 西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

(産業振興課)

1 提出の理由

昨今の深刻な人材不足、資材価格高騰等の状況にあつて、苦境を打破すべく事業所の新設、増設等に積極的に取り組む企業に対する奨励措置を拡大するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

企業立地促進奨励金、用地取得奨励金、雇用促進奨励金及び工業用水利用促進奨励金に係る企業の指定要件のうち、新規雇用従業員数に係る指定要件を廃止する。

また、今回の条例改正と合わせて西条市企業立地促進条例施行規則（平成 17 年西条市規則第 7 号）の改正を行い、奨励措置の対象産業に、新たに建設業を加えることを予定している。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 3 4 号 西条市漁港管理条例の一部を改正する条例について

(農水振興課)

1 提出の理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 4 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している法律の名称を整備するほか、土砂採取料等の徴収に関する規定に、新たに創設される漁港施設等活用事業に係るものを追加する。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 35 号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(施設管理課)

1 提出の理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の保護命令に関する規定について整備するほか、例外的に単身で入居できる者について、生活の本拠を共にする交際関係にある者からの暴力を理由とした一時保護等から 5 年を経過していない者を加える。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第 36 号 西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(水道業務課)

1 提出の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定について、整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 37 号 西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定について、整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 38 号 西条市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例について

(下水道業務課)

1 提出の理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定について、整備する。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 39 号 西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

(水道工務課)

1 提出の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

条例に関係する水道法（昭和 32 年法律第 177 号）等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、条例中の厚生労働省令を国土交通省令に改める。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日